

小松島市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の情報を発信等し、小松島市に移住しようとする者等を支援することにより、小松島市への定住促進と空き家の有効活用を図り、小松島市の地域活力の向上並びに定住人口及び交流人口の増加を図ることを目的とする空き家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 居住の用に供する目的で個人が所有する小松島市内に存する一戸建ての家屋（当該家屋の存する敷地を含む）であって、現に居住の用に供していないこと又は居住の用に供しないこととなることが明らかなものをいう。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。ただし、宅地建物取引業を営むものを除く。

(3) 空き家バンク 空き家の売却または賃貸を希望する所有者等の申し込みを受けて、当該空き家に関する情報を公開する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではないものとする。

(空き家の登録等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する情報の公開を希望する所有者等（以下「登録申込者」という。）は、小松島市空き家バンク登録申込書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項に規定する申し込みがあったときは、その内容等を審査し、適当であると認めたときは、小松島市空き家バンク登録台帳（様式第3号。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該登録申込者に小松島市空き家バンク登録完了通知書（様式第4号）により通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により登録台帳に登録をしたときは、登録申込者の住所、氏名、権利関係、電話番号及び電子メールアドレスを除き、当該登録をした空き家（以下「登録物件」という。）に関する情報をホームページ等において公表するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた登録申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録に係る事項に変更があったときは、速やかに小松島市空き家バンク登録事

項変更届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出による変更があったときは、その内容等を確認の上、当該変更に係る登録台帳の登録事項を変更するものとする。

3 市長は、前項の規定による変更をしたときは、当該登録者に小松島市空き家バンク登録事項変更通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（登録の抹消）

第6条 登録物件の所有者等は、登録物件の売却若しくは賃貸の契約が成立したとき又は登録物件の所有者等でなくなったときは、小松島市空き家バンク登録抹消届書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を抹消するものとする。

（1）前項の規定による届け出があったとき。

（2）登録した日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過したとき。

（3）登録物件が空き家と認められないものであるとき。

（4）登録申込者が所有者等でないとき。

（5）登録物件が老朽化等により居住の用に耐えないものであるとき。

（6）登録物件の売却又は賃貸を第三者に依頼しているとき。ただし、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2第3項に規定する専任媒介契約を締結している場合は、この限りでない。

（7）その他市長が登録台帳の登録を抹消する必要があると認めるとき。

3 市長は、前項の規定により登録を抹消するときは、小松島市空き家バンク登録事項抹消通知書（様式第5号）により当該登録物件の所有者等に通知するものとする。

4 第2項第2号の規定により抹消された空き家については、改めて登録の申し込みをすることにより、再登録できる。

（空き家バンクの利用等）

第7条 空き家バンクを利用し、登録物件の見学又は登録物件の所有者等との売買若しくは賃貸に関する交渉等を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、小松島市空き家バンク利用申込書（様式第7号）に誓約書（様式第8号）を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 利用希望者は、小松島市外に居住する者で、小松島市に定住を目的として空き家の購入又は賃借を希望し、かつ、地域の活性化に寄与しようとするものでなければならない。

3 市長は、第1項に規定する申し込みがあったときは、登録物件の所有者と利用者との間の連絡の調整等を行うものとする。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第8条 市は、登録者及び利用希望者に係る空き家に関する交渉、売買契約及び賃貸契約について、直接これに関与しないものとする。

(個人情報保護)

第9条 登録物件の所有者及び利用者は、空き家バンクの利用上知り得た個人情報をその目的以外の目的に利用してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 5月 1日から施行する。